

平成 29 年度第 2 回福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会

平成 30 年度の主な制度改正及び報酬改定について

在宅系サービス

平成 30 年 3 月 19 日・20 日

福岡市障がい者在宅支援課

目 次

障がい福祉サービス

1 居宅介護	2
2 重度訪問介護	3
3 同行援護	4
4 行動援護	7
5 重度障害者等包括支援	7
6 共生型サービス	7

地域生活支援事業

7 移動支援事業	9
8 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業	9

参考

平成 30 年 2 月 9 日付厚生労働省事務連絡「平成 30 年 4 月以降の 訪問系サービスの従業者要件等について」	10
---	----

本資料において「改定概要資料」とは、厚生労働省から示された「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」（平成 30 年 2 月 5 日）を指します。

【障がい福祉サービス】

1 居宅介護 ……改定概要資料 p23

(1) 同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供に対する評価の適正化

居宅介護事業所が所在する建物と同一建物等に居住する利用者又は同一建物に居住する一定数以上の利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化する。

《同一建物等の利用者等に提供した場合の減算【新設】》

以下のイ又はロの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の 10%を減算する。ハの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の 15%を減算する。

イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

ロ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合）

ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の場合）

(2) 初任者研修課程修了者のサービス提供責任者に対する評価の適正化

サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、サービス提供責任者の任用要件のうち「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者として配置している事業所について、基本報酬を減算する。

《初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算【新設】》

居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧 2 級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の 10%を減算する。

※「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」を居宅介護のサービス提供責任者とする取扱いは、従来から暫定的なものとされており、当面の措置として引き続きサービス提供責任者の要件に位置付けるものの、当該取扱は、廃止に向けて検討する（次期障害福祉サービス等報酬改定では廃止を検討する予定）とされていることに留意。

（平成 30 年 2 月 9 日付厚生労働省事務連絡「平成 30 年 4 月以降の訪問系サービスの従業者要件等について」の「1 居宅介護（1）サービス提供責任者の要件」参照）

(3) 居宅介護ヘルパーの要件の見直し等

介護保険サービスにおける訪問介護の見直しを踏まえ、居宅介護（家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）に限る。）のヘルパーとして、訪問介護における生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修の修了者を定め、当該者が家事援助等を提供した場合の基本報酬は、居宅介護職員初任者研修課程修了者等が提供した場合と同様（減算なし）とする。

(4) 福祉専門職員等連携加算の要件の見直し

精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師と連携した場合を新たに福祉専門職員等連携加算における有資格者として評価する。

2 重度訪問介護 ……改定概要資料 p24

(1) 病院等に入院中の支援の評価

障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）への入院（入所を含む。）中にコミュニケーション支援等を提供することを評価する。

《入院中の支援の基本報酬【新設】》

入院中以外の基本報酬と同様とする。

	入院中以外	入院中
所要時間 1 時間未満の場合	184単位	184単位
所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	274単位	274単位

※他の時間の単位も同様。

《入院中の支援の加算・減算【新設】》

以下を除き、入院中以外と同様とする。

- イ 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可。
- ロ 90 日以降の利用は所定単位数の 20%を減算する。

(2) 意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを評価する。

≪ 2人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の加算の見直し ≫

[現行]

イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。

[見直し後]

イ (現行と同じ)。

ロ 障害支援区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の100分の85を算定する(算定開始から120時間に限る。)。

(3) 外出時における支援の見直し

障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する(同行援護及び行動援護についても同様)。

3 同行援護 ……改定概要資料 p26

(1) 基本報酬の見直し

同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化する。なお、対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」の対象者の要件とする。

ただし、現に利用している者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定することができることとする。

(2) 盲ろう者等への支援の評価

盲ろう者や、重度の障害者への支援を評価する加算を創設する。

《盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算【新設】》

盲ろう者向け通訳・介助員（地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、盲ろう者の支援に従事する者をいう。以下同じ。）が、盲ろう者（同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者）を支援した場合は、100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。

《障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。

《障害支援区分3の者を支援した場合の加算【新設】》

障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(3) 同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し等

同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、同行援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置（平成30年3月末までとされていたもの）について、研修修了者の養成状況等を踏まえ廃止する。

盲ろう者が同行援護を利用しやすくなるよう、平成33（2021）年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす。なお、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数を減算する。

《同行援護ヘルパーの要件の見直し》

【現行】

次のいずれかに該当するもの。

イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。）

※ 平成30年3月末まで、口の居宅介護の従業者要件を満たす者は研修修了者とみなすとして、1年以上の実務経験を要しないとする経過措置があったもの。

ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの

ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

【見直し後】

次のいずれかに該当するもの。

イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33（2021）年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。）

ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの

ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

≪上記[見直し後]の括弧書き（「盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33（2021）年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす」を指す。）により、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合の減算【新設】≫

上記見直し後の括弧書きの取扱いにより、同行援護従業者養成研修修了者とみなされた盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合は、所定単位数の10%を減算する。

≪同行援護のサービス提供責任者の要件の見直し≫

[現行]

次のいずれかに該当するもの。

イ 以下の（1）又は（2）の要件を満たすものであって（3）の要件を満たすもの

（1）介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者等、又は居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等

（2）平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）。

（3）同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（ただし、（1）又は（2）に該当する者については、平成30年3月31日までの間においては、当該研修課程を修了したものとみなす。）

ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

次のいずれかに該当するもの。

イ 以下の（1）及び（2）の要件を満たすもの

（1）介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者等、又は居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等

（2）同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者

ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

4 行動援護 ……改定概要資料 p28

(1) 支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止

支援計画シート等を未作成の場合の減算について、未作成であっても減算されない経過措置を廃止する。

《支援計画シート等が未作成の場合の減算の見直し》

[現行]

「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

[見直し後]

「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。

(2) 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

行動援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ、平成33(2021)年3月31日まで延長する。

5 重度障害者等包括支援 ……改定概要資料 p28

基本報酬や加算の見直し、サービス提供責任者の要件の緩和等

6 共生型サービス ……改定概要資料 p13

○共生型サービスの概要

介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする、「(共生型)居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けるもの。

(1) 共生型居宅介護、共生型重度訪問介護(障がい福祉)

居宅介護、重度訪問介護について、介護保険サービスの指定訪問介護事業者は、利用者の数により必要とされる従業員の員数と、指定居宅介護事業所(指定重度訪問介

護事業所)等から必要な技術的支援を受けていることの要件を満たせば、共生型居宅介護、共生型重度訪問介護の指定を受けられる。

(2) 共生型訪問介護 (介護保険)

指定居宅介護・重度訪問介護事業者は、利用者の数により必要とされる従業員の員数と、指定訪問介護事業所等から必要な技術的支援を受けていることの要件を満たせば、介護保険サービスの共生型訪問介護の指定を受けられる。

◎高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担の軽減 (償還)

平成 30 年度より、65 歳に至るまでの長期間障がい福祉サービスを利用してきた低所得者の高齢障がい者が障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス利用する場合に利用者負担を償還する仕組みが設けられます。

【対象者の要件】

- ・ 65 歳に達する日前 5 年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービス (居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所) に係る支給決定を受けていたこと。
- ・ 障がい者及び配偶者が、当該障がい者が 65 歳に達する日の前日において、市町村民税非課税又は「生活保護」に該当し、65 歳以降に償還の申請をする際にも市町村民税非課税又は「生活保護」に該当すること。
- ・ 65 歳に達する日の前日において障がい者支援区分 2 以上であったこと。
- ・ 65 歳まで介護保険サービスを利用してこなかったこと。

※ 平成 30 年 4 月 1 日以前に 65 歳に到達していた方も上記を満たせば対象。

【償還の対象】

障害福祉相当介護保険サービスの利用者負担額

<障害福祉相当介護保険サービス>

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、
小規模多機能型居宅介護

【地域生活支援事業】

7 移動支援

○ 報酬単位の改定（平成 30 年 4 月サービス提供分より）

平成 30 年 4 月改定後の同行援護の「身体介護を伴う場合」，「身体介護を伴わない場合」の単位（※）を準用。

※ 同行援護では，平成 30 年 3 月 31 日までに支給決定を受けた者を対象としている。

○ 宿泊を伴う外出

同行援護，行動援護，重度訪問介護と同様に宿泊を伴う外出も利用可能とする。

8 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業

○ 報酬単位の改定（平成 30 年 4 月サービス提供分より）

平成 30 年 4 月改定後の居宅介護の家事援助の単位を準用。

○ 重度訪問介護の入院中支援との関係

障害支援区分 6 で重度訪問介護の支給決定を受けている者に対しては，原則として重度訪問介護による入院中支援が重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業に優先される。入院中の両サービスの併用はできない。

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 9 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

平成 30 年 4 月以降の訪問系サービスの従業者要件等について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「訪問系サービス」という。）の従業者要件については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）等によって定められているところです。

訪問系サービスの従業者要件のうち、経過措置又は暫定的な取扱いとして示している要件等について、平成 30 年 4 月以降の取扱いは下記のとおりとする予定であるため、管内の市町村及び事業所に周知いただくとともに、当該事業所の従業者として必要な研修受講の促進等に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 居宅介護

(1) サービス提供責任者の要件

「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事した者」を居宅介護のサービス提供責任者とする取扱いは、従来から暫定的なものであることとしてきた。

本取扱いについては、廃止に向けて検討することとしており、当面の措置として、平成 30 年 4 月以降は、引き続き当該者をサービス提供責任者の要件に位置づけるものの、当該者がサービス提供責任者として作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合に、報酬の 10%を減算することとする。

なお、次期障害福祉サービス等報酬改定では、本取扱いの廃止を検討する予定

であることから、当該減算の対象となる事業所に対して、サービス提供責任者が介護福祉士又は実務研修修了者となるよう勧奨されたい。

2 同行援護

(1) 従業者要件

① 実務経験が1年未満の者の介護福祉士等

同行援護の従業者のうち、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）への従事した経験が1年未満の者であって、介護福祉士、実務者研修修了、初任者研修課程修了者等、視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者及び基礎研修課程修了者等については、平成30年3月31日まで、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成30年3月31日をもって廃止する。

② 盲ろう者向け通訳・介助員

地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33年（2020年）3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなすこととする。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、各都道府県におかれては、研修機会の確保とともに、管内において本取扱いによる従業者を配置する事業所に対して、同行援護従業者養成研修の受講の勧奨に努めていただきたい。

なお、本取扱いは暫定的な措置であることから、同行援護従業者養成研修等を修了していない盲ろう者向け・通訳介助員が同行援護を提供した場合は、報酬の10%を減算することとする。

(2) サービス提供責任者の要件

同行援護のサービス提供責任者は、次の①又は②の要件を満たす者であって、同行援護従業者養成研修応用課程（以下「応用課程」という。）を修了した者等であることとしつつ、平成30年3月31日まで、応用課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成30年3月31日をもって廃止する。

また、次の②の要件についても廃止することとする。

① 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者

② 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）

(3) 同行援護の提供体制の確保

平成28年度の障害保健福祉関係主管課長会議（平成29年3月8日）において、同行援護従業者養成研修の受講状況等調査の結果についてお示したところである。当該調査結果では、回答事業所の約1割が、同行援護事業所の今後の展望として、縮小又は廃止を検討していた。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、管内の視覚障害者の同行援護

の利用量に関するニーズを踏まえて、同行援護の提供体制を適切に確保するよう取り計らわれたい。

なお、その上で、同行援護事業所から事業の廃止又は休止に係る申請があった場合には、「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」（平成 29 年 7 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室等事務連絡）を踏まえて対応されたい。

3 行動援護

行動援護の従業者要件のうち、行動援護従業者養成研修を未修了の者について、平成 30 年 3 月 31 日まで当該研修を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成 33 年(2020 年) 3 月 31 日まで延長する。

知的障害や精神障害により行動障害を伴う障害者等に対して、適切な行動援護を提供するため、各都道府県におかれては、研修機会の確保とともに、管内において本経過措置による従業者を配置する事業所に対して、研修の受講の勧奨などに努めていただきたい。

なお、今後、行動援護従業者養成研修の開催状況や、本経過措置による従業者の同研修の修了状況等について、国に進捗状況を報告していただく予定であるので、御了知願いたい。

4 その他

訪問系サービスの質の向上のため、次期障害福祉サービス等報酬改定に向け、以下の者については、その要件の廃止も含めて検討を行う予定であることから、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について勧奨されたい。

- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
- ・ 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・ 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者